



各 位

08年 12月 16日

件名：日・ASEAN包括的経済連携協定，日・フィリピン経済連携協定発効

日本とASEAN(シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの4カ国)とフィリピンとの間に経済連携協定(EPA)が2008年12月1日と2008年12月11日にそれぞれ発効致しました。

経済連携協定発効前までは、特惠税率を適用する為にはFORM A と呼ばれる特惠原産地証明書の提出を求められていました。今後は原則として、アセアン包括協定原産地証明書(FORM AJ)・フィリピン協定原産地証明書(FORM JP)の提出が求められます。

また、従来は税関長が原産地が明らかであると認めた物品(プラスチック製品、帽子等)でインボイス等に原産地の表記がされていた場合、通称「C特惠」と呼ばれ、特惠原産地証明書の提出を要せずに特惠税率の適用を受けることが可能でした。しかし、これらの経済連携協定発効後からは協定原産地証明書の提出をしないと協定税率の適用を受けることは出来なくなっております。

この経済連携協定の発効により、現在日本が協定を結んでいる対象は、9カ国・地域となります。(既に2国間協定が発効している7カ国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、チリ、インドネシア、ブルネイ)

先程「原則として協定原産地証明書が必要」と申し上げましたが、協定において関税の撤廃・引き下げの約束をしていない品目については、引き続き一般特惠の対象になります。また、段階的に経済連携協定の税率を引き下げる品目については、現時点では一般特惠の税率の方が低くなる「逆転現象」が起きるなど、特惠税率の適用が大変複雑になっております。

各荷主様におかれましては、上記9カ国・地域からの輸入の際には、税番上の品目分類、使用する特惠税率の比較など、事前に十分御確認頂きますようお願い申し上げます。

尚、本件につきましては財務省のホームページに収録されていますのでご参照下さい。

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm#top

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>